

利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務委託 基本仕様書

1 業務名

利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務

2 業務の目的

利神城跡は、利神山山頂に築かれた中世から近世初頭の城郭であり、山頂の山城地区と山麓の御殿屋敷地区により構成される。平成29年には国指定史跡に指定され、現在保存活用計画を策定中であるが、両地区に現存する当時の石垣は、近年崩落や孕みなどの変状が見られるなど、危険性が高まっており、その保存と安定化が喫緊の課題となっている。

このため、当業務では石垣の現状記録のため、写真地図の作成及び石垣の構造的特徴や構築技術、危険箇所などを記録する石垣カルテの書式等を作成することを目的とする。そしてカルテは今後の保存管理上の基礎資料及び保存対策を検討する資料とするものである。

3 適用

本業務は、本基本仕様書によるほか、「史跡等整備のてびき(平成17年6月文化庁文化財部記念物課)」、「石垣整備のてびき(平成27年1月文化庁文化財部記念物課)」及び「記念物・文化的景観マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観の保存活用に関する調査報告書」(平成26年3月文化庁文化財部記念物課)等を参考に実施するものとする。

4 業務内容

(1) 対象区域 (別紙1～3)

業務内容の対象区域は利神城跡(山城地区、御殿屋敷地区)の石垣

(2) 山城地区および御殿屋敷地区の石垣

山城地区 : 石垣総延長約710m、立面積約1,500㎡、面数約72面

御殿屋敷地区 : 石垣総延長約280m、立面積約500㎡、面数約15面

(3) 業務内容

ア 石垣カルテ様式・方法(作成マニュアル)作成

カルテのための様式・方法(作成マニュアル)を作成する。カルテは石垣の現在における遺存状態並びに技術・時期・修築などの基礎的な情報を収集し整理、蓄積することを目的とする。内容は利神城の実態に即したものとし、また、経年変化に対応するため、追加更新が可能であることを前提とする。また、各カルテに対応する石垣の位置図も作成するものとする。

イ 石垣立面の写真地図(レベル50)作成

カルテを作成するにあたり、現況を把握する石垣立面の写真地図(デジタルオルソ・レベル50)を作成する。なお、写真地図作成の支障にならないよう石垣面に植生する草木は可能な限り除伐・除草する(別紙4参照)こと。

ウ 成果品の作成・納入

本業務で納入する成果品は以下のとおりとする。

(ア) 石垣カルテ様式および方法（マニュアル） 一式

カルテにおける詳細・仕様は、提案内容を元に、発注者及び受託者協議の上で決定するものとする。

(イ) 石垣立面の写真地図 一式

データで納入する。なお、データ形式については別途指示する。

(ウ) 原稿・原図一式

本業務で作成した資料、原稿、原図などは、原本と電子データで納入する。

5 委託期間および履行期間

契約は、契約を締結した日から平成31年3月25日（月）までとする。

6 業務委託費

11,211,000円（消費税を含む）を上限とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超えないこととする。

7 企画提案書の提出

応募者は、以下の書類を作成し提出すること。提出部数は特に記さない限り、正本1部、副本5部とし、副本には会社名は記さないものとする。

- (1) 提案書表紙 : (様式3)
- (2) 会社概要（1部） : パンフレットなどで可
- (3) 業務実績書 : (様式4)
- (4) 本業務における業務実施体制 : (様式5)
- (5) 予定技術者の経歴等記載書 : (様式6)
- (6) 協力事業者の内容等 : (様式7) ※必要な場合に提出
- (7) 工程表 : (任意様式)
- (8) 業務提案書 : (任意様式)

以下の“ア”～“オ”の各項についての業務提案書を作成提出すること。A4版、任意様式とする。表題に「業務提案書」と記載し、各頁には頁番号を付すこと。できるだけ簡潔に記載し、文書補完のための図表等の使用は可とする。

ア 石垣カルテの作成内容。体裁、作成方法、運用・更新方法、使用ソフトウェアなど基本的仕様に関する考え方

イ 基本的な内容以外にカルテに付け加える内容

ウ 石垣立面の写真地図（デジタルオルソ）の作成手法と利用方法

エ 本業務において提案できる独自の内容（技術、付加すべき資料など）

オ 業務全体の進め方、実施方針について

(9) 業務委託見積書（1部） : (様式8) 税抜き金額記載

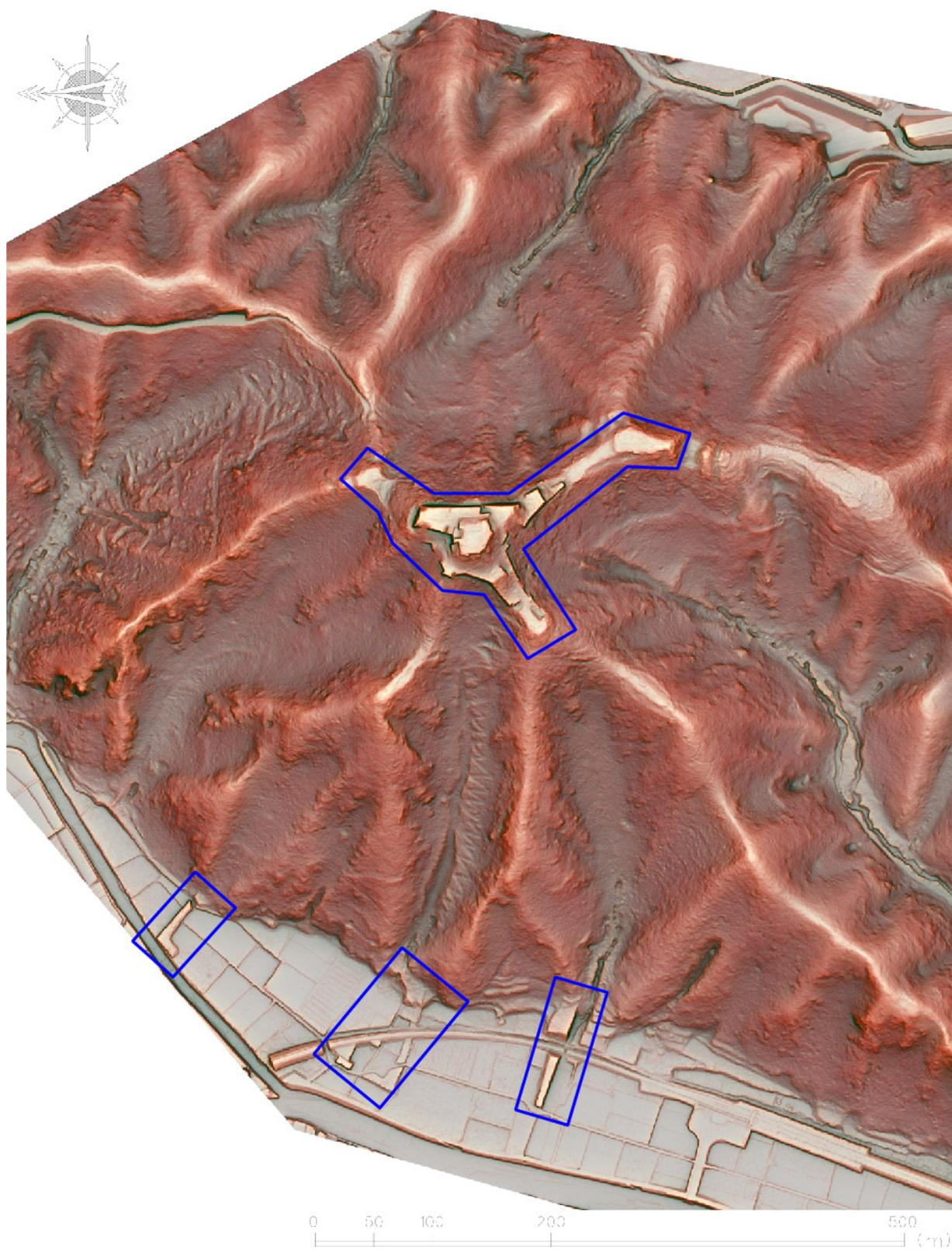
(10) 見積明細書 : (様式9) ※2ヵ年分の作成

ア 積算根拠が分かる記載とする。内訳および明細書（任意様式）も別途添付し、平

成30年度分の見積額は「6 業務委託費」の上限額以内とすること。

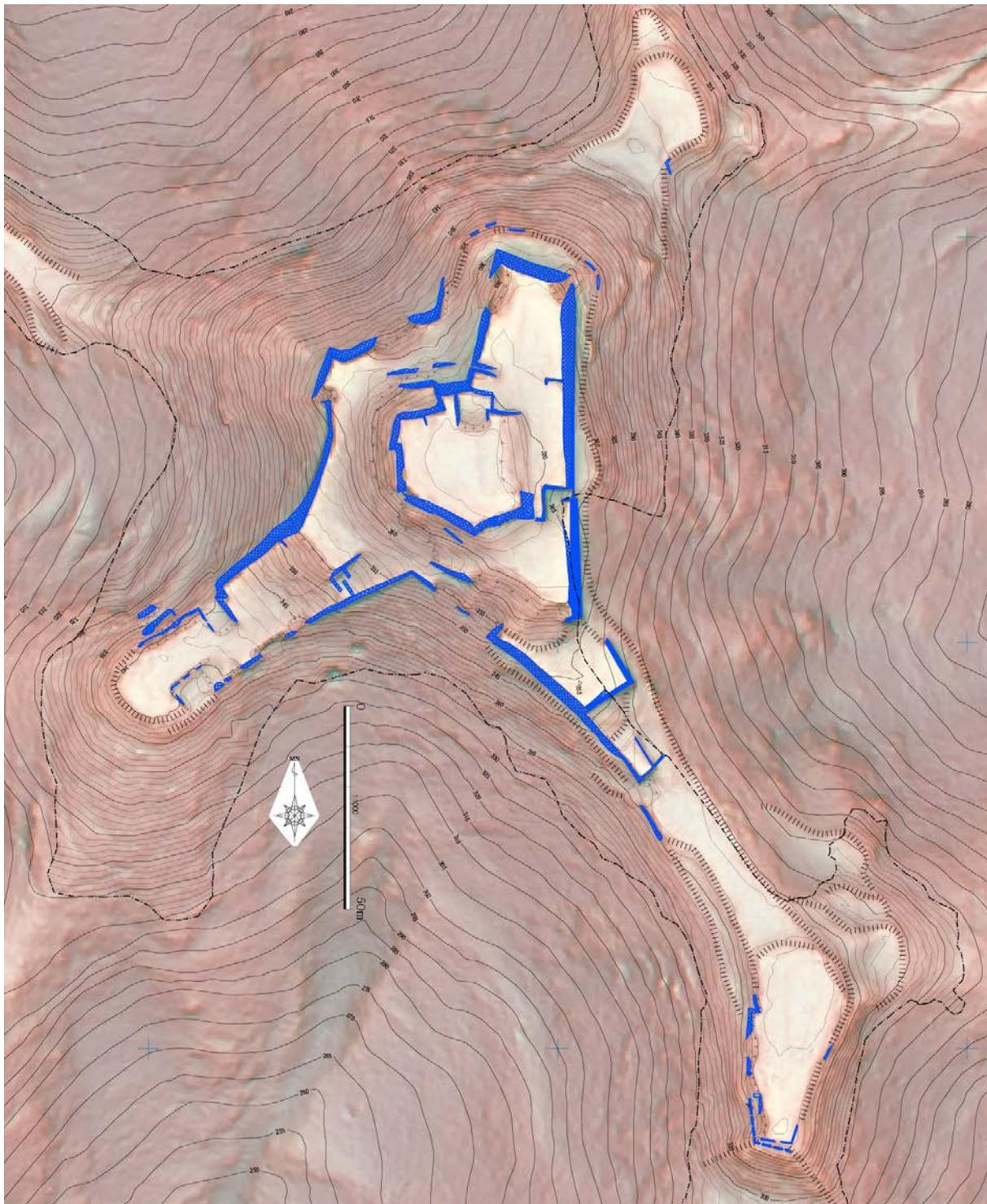
イ 石垣カルテの現地作成、整理業務の見積について、今後の参考とするため合わせて提出すること。様式は前項同様に見積明細書(様式9)と、内訳および明細書(任意様式)とする。題名は「平成31年度石垣カルテ作成業務」とする。

(別紙 1)



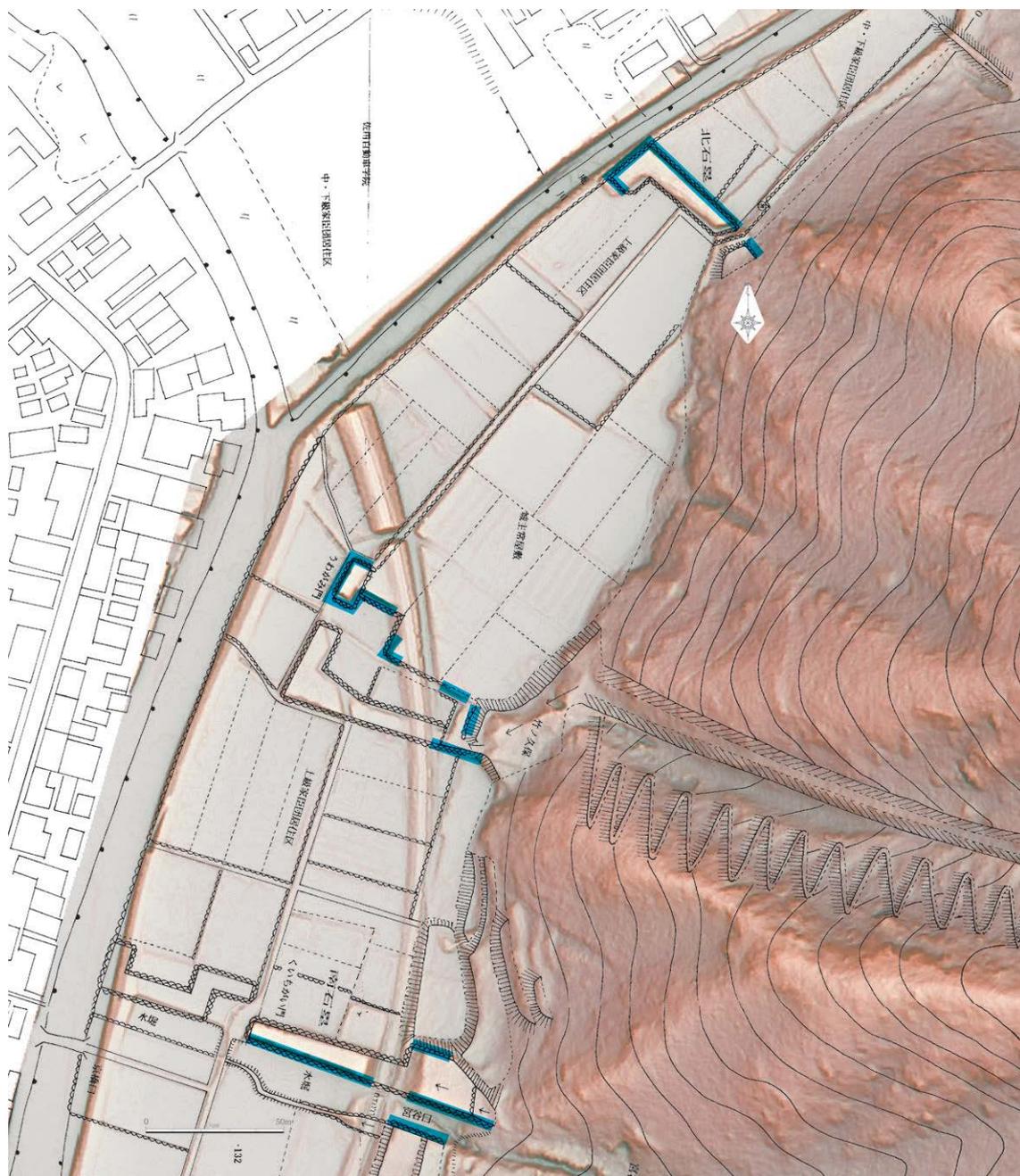
利神城全景および立面図・カルテ作成範囲図（青線枠内）

(別紙 2)



山城地区、立面図・カルテ作成範囲図（青塗り部分）

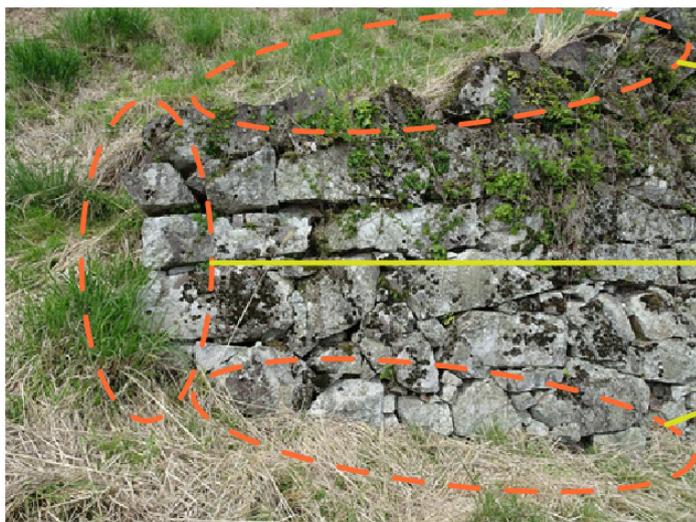
(別紙 3)



御殿屋敷地区、立面図・カルテ作成範囲図（青線部分）

（縄張り図は「播磨利神城」より引用）

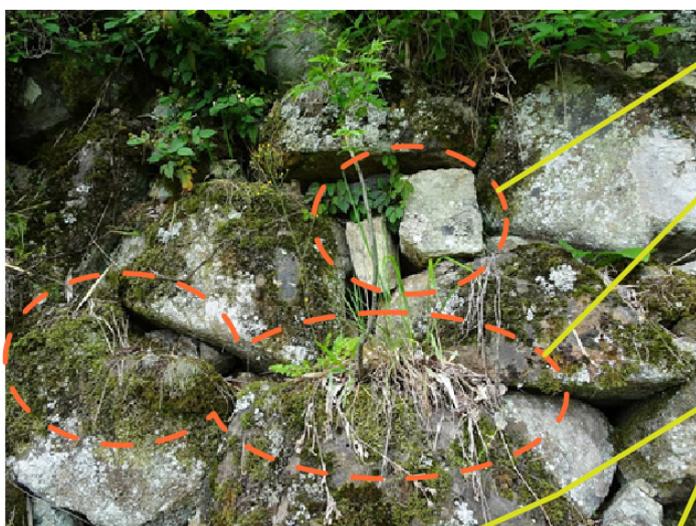
(別紙 4)



・石垣天端のラインが見えるようにする

・草で隠れた石垣面や隅角が見えるようにする

・石垣下端のラインが見えるようにする



・間詰石は動かさない

・石垣面の外周ラインが見えるように（石面を覆う大きい苔なども出来る範囲で落とす）

ア・石垣面にある株から伸びた新たな枝は除去する

イ・株は、根元から除去せず枯死しないよう幹（枝）を少し残す



※その他

- ・石垣は不安定な箇所も多く、石垣下部の斜面は急勾配で足場を設けることが困難な地形であることから、作業は人力（小型機械は可）とし、安全対策を充分行ったうえで作業を行う。
- ・作業足場や支持用に杭等を打ち込む場合には、事前に監督員と協議し、承認を得ること。
- ・除伐・除草範囲は、各石垣面の天端角より根石の下端が写真撮影可能な範囲とする。
- ・除伐・除草の程度は掲載写真に留意し、監督員の了承を得るものとする。
- ・除伐・除草後の残材は、写真測量の支障にならない箇所で、景観を損なわないように斜面下に処分すること。

石垣面の除伐・除草について

(参考資料1)

遺跡の概要

1 遺跡の名称

利神城跡（りかんじょうあと）

史跡名称	利神城跡
町指定年月日	昭和58年1月30日
国指定年月日	平成29年10月13日（864,134.35㎡）
所在地	兵庫県佐用郡佐用町平福および口長谷地内

2 遺跡の概要

利神城は、別名「雲突城」とも呼ばれ、佐用町平福の東側にある利神山（標高373m）の山頂に位置している。

築城年代は不明であるが、14世紀後半、元弘年間に内海修理亮が居城したと「赤松家播備作城記」に記されるのが文献記載上の年代では最も古く、一次史料による年代としては永禄9(1566)年の文書で「利神」と見えるのが初出となる。下って天正5(1577)年頃には別所氏、天正8(1580)年頃には横野助兵衛尉、服部勘助（備前、宇喜多氏家臣）居城の伝承が伝わるが、詳細は不明である。慶長6(1601)年には池田氏の播磨六支城の一つとして池田輝政の甥、池田由之が居城・大改修を行ったといわれ、現在見られる姿は、ほぼこの時に築造されたものと考えられている。また、利神山南西麓にあった居館（別所構跡）も利神山西麓に移されている（平福御殿屋敷跡）。その後城主は幾度かの変遷を経るが、寛永8(1631)年に当時の城主であった池田輝興が赤穂郡加里屋に移ると、領地は宍粟郡の山崎藩に組み込まれ、利神城は廃城になったと伝えられる。

城の構造は山上の山城地区と、麓の御殿屋敷地区とに大きく分けられる。山城地区は、利神山の山頂、南北350m、東西200mの範囲に曲輪が展開し、天守丸・本丸・二の丸・三の丸には、高石垣が構築されている。御殿屋敷地区は、南北370m、東西110mの規模で、南北を石塁で仕切り、南側は前面に堀を有し、西側は佐用川と支流の庵川を自然の堀としている。中心部には枡形があり、山上の三の丸に向け登城道が延びている。

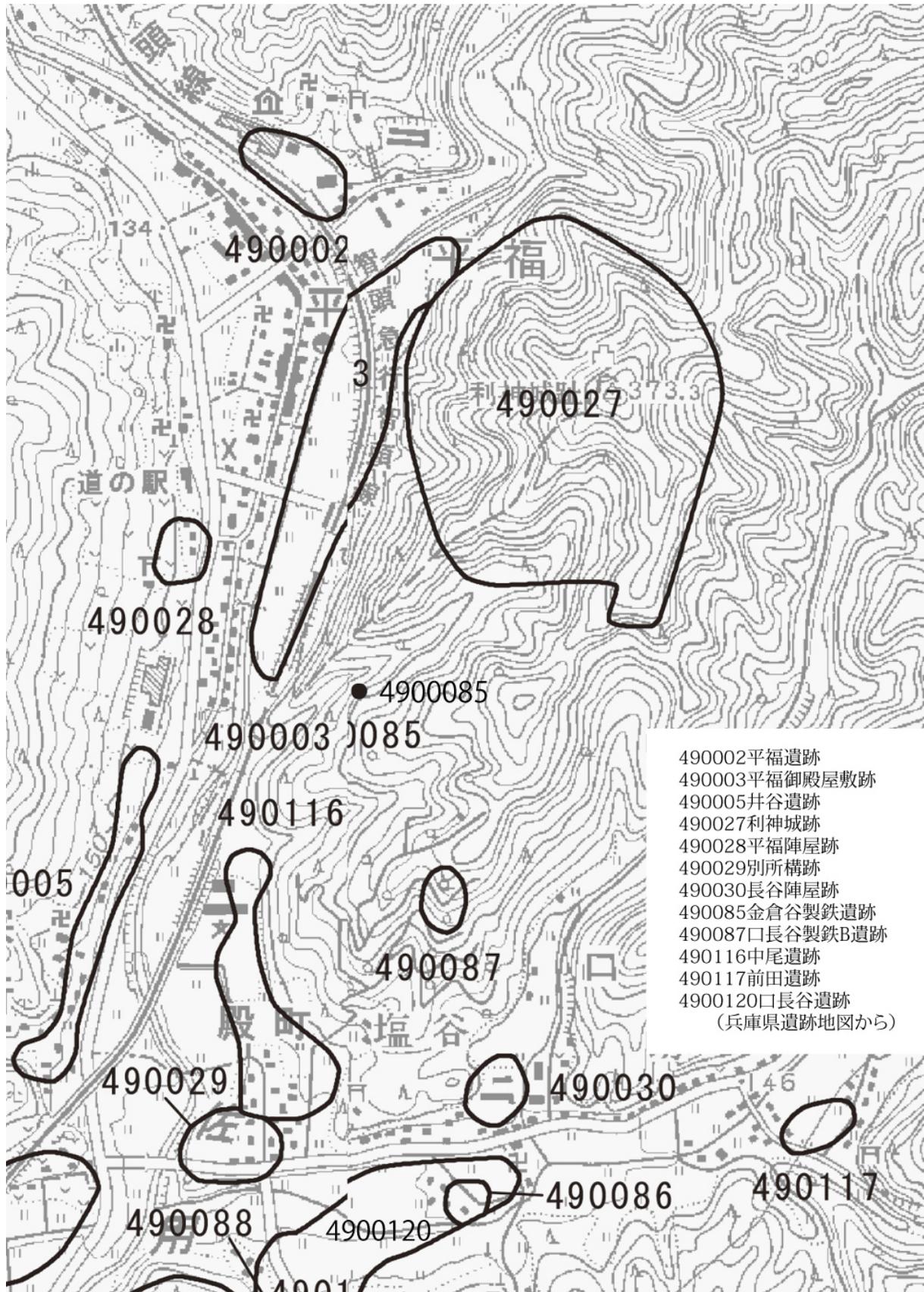
山城地区の本格的な調査は行われていないが、これまで有志等による現地踏査が幾度か行われ、縄張りのなどの配置状況が明らかとなっているほか、御殿屋敷地区では平成24年度に兵庫県による本発掘調査が行われ、堀・石塁・屋敷跡などの一部が確認された。

また、平成13年度には佐用町により山城地区の航空写真測量（一部）、平成27年度には利神山全域を含む航空レーザ計測が行われている。

平成29年10月には、近世初頭の高石垣を有する山城のなかでも山城と山麓の居館が一体として残る事例として貴重であり、また、中世城館から近世城郭への変遷、近世大名による支城体制を理解する上で重要であるとして国指定史跡に指定された。

現在は平成29年度から保存活用計画を策定中である。

(参考資料 3)



利神城周辺 埋蔵文化財包蔵地

(兵庫県遺跡地図から)